

チャレンジショップ整備及び運営業務委託 仕様書

1 業務名

チャレンジショップ整備及び運営業務委託（以下「本業務」という）

2 目的

本市商業の現状は、郊外の大型店舗やドラッグストアの増加、インターネット販売などの購買手段の多様化に伴う商店街の組合員数の減少や、事業者の高齢化に伴う後継者不足等により、店舗の縮小や廃業の増加が懸念されるなど厳しい状況が続いている。

そこで、本事業を通じて、市内で創業または店舗出店を検討する人が、開店の前段階として事業に挑戦できるチャレンジショップを整備することで、創業者の増加や魅力ある店舗の増加による商業の活性化を図る。

3 業務委託期間

委託契約締結から令和8年3月31日まで

※本業務の受注者における履行状況が良好であった場合、本業務に継続する次年度以降の業務の契約について、当該受注者と随意契約を締結する予定。ただし、次年度以降の継続業務の予算措置がされなかった場合は、この限りではない。また、契約する場合においても、契約期間は単年度とし、契約金額は当該年度の予算の範囲内とする。

4 業務委託場所

刈谷市産業振興センター本館2階一部（別図参照）

住所：刈谷市相生町1丁目1-6

5 業務内容

本業務にあたっては、令和6年度に開催されたチャレンジショップ検討ワークショップ「商業応援ショップ（仮称）を一緒に作りましょう！ワークショップ」の成果報告内容（別添参照）を踏まえ実施すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

（1）出店者の募集・管理

ア 出店者の募集要件

受注者は、商業（小売業、サービス業）を行う出店者を募集し、応募者の中から本業務の目的に資する出店者を選定する。募集にあたっては、以下の要件を定めることとする。なお、他の要件を定めようとする場合は、事前に発注者と協議を行うこと。

- ① 満20歳以上の個人及びグループ（市外在住者も可、学生を除く）。
- ② 将来的に刈谷市内において実店舗を出店する意思があること。
- ③ 既存店舗や地域との協調性があること。
- ④ 取り扱う商品・サービスが違法又は公序良俗に反するものでないこと。

- ⑤ 取り扱う商品・サービスが本業務顧客及びその他施設利用者等の妨げにならないこと。
- ⑥ 事業運営に必要な許認可を取得していること。
- ⑦ 国税または地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

イ 出店者の営業時間

出店者の営業時間は、週4日以上、10時から21時までの間で5時間以上営業できるよう調整を行うこと。なお、営業準備及び片付け等は刈谷市産業振興センター開館時間（9時～22時）内に行うこと。

ウ 出店者の費用負担

① 任意の支援料等

受注者は、出店者に対して任意の支援料等を徴収することができる。ただし、設定金額については発注者と協議して決定すること。また、徴収した支援料等の事業収入は、施設の利用促進等、事業運営に活用することとし、受注者が責任を持って管理すること。

② 建物使用料

出店者の建物使用料については、市が直接出店者から徴収する。

【参考】令和7年度課税標準額に基づく行政財産目的外使用料（建物使用料）

建物20㎡使用：年間215,368円

建物5㎡使用：年間53,842円

エ ごみの処理

本業務により生じるごみの処理については、受注者にて対応を検討すること。

（2）広報

出店者の応募及びチャレンジショップの情報等について、積極的に広報活動を行うこと。広報活動については、多くの出店希望者及び市民に広く周知できるよう、チラシ、HP、SNS等適切な媒体を用いること。

（3）出店者への支援

ア 経営支援

出店者が、円滑かつ継続的に経営できるよう必要な助言等を行うとともに、助言が受けられるような体制を構築すること。

イ 開店支援

出店者が刈谷市内で新規出店できるよう必要な支援を行うこと。

（4）施設の改装と維持管理

ア 改装

業務委託場所内において、運営に必要な施設改装（備品等の購入を含む。）を発注者と協議の上、行うこと。

なお、改装にあたり以下の要件をいずれも満たすこと。また、厨房の改装にあたっては、既存の厨房機器を使用することができる。

① 設置する出店者の出店区画は4区画（物販・サービス店：3区画、飲食店：1区画）とし、幅広い業種の出店を想定した区画を用意すること。

② 施設利用者等が休憩等を行うため滞在できる設えとすること。

③ 出店者や関係者等が交流できる設えを取り入れること。

※購入した備品等の搬入及び設置についても受注者にて行うこと。

※本業務にて設置した設備及び購入した備品等の所有は、市に帰属するものとする。

※施設の改装については、3年間継続的に実施することを想定しており、最終年度（令和9年度）は出店区画を5区画（物販・サービス店：3区画、飲食店：2区画）に拡張する予定。

イ 維持管理

本業務にて設置した設備及び購入した備品等維持管理を行うこと。

(5) 交流イベント等

出店者の学びや出店者間及び出店者と関係者の交流を促すことを目的としたワークショップやイベント等を1企画以上開催すること。

なお、会場は、業務委託場所内を基本とし、他の会場を使用する場合の会場使用料は受注者の負担とする。

6 契約金額

11,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、施設改装費は前金払いにて支払い、その他の事業費は本業務完了後に支払う。

7 事業報告

本業務において以下の報告を行うこととする。

(1) 月例報告書

各出店者の売上金額や経営課題等をまとめた月例報告書を毎月作成し、毎翌月末日までに発注者に提出すること。

(2) 委託業務報告書

本業務の成果物として遂行した業務内容等をまとめた委託業務報告書を作成し、令和8年3月31日までに発注者に提出すること。

(3) その他報告書

発注者から必要であると求められた場合は、本業務の運営状況等に関する情報を速やかに提出すること。

8 その他

(1) 出店に空きが生じた場合は、出店期間を考慮して、適宜、出店者募集を行うこと。

(2) 商店街等による刈谷駅周辺のイベント開催時及び市の事業実施時には、可能な限り連携が図られるよう、出店者と調整すること。

(3) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(4) 本業務の遂行上疑義が生じた場合は、発注者へ随時報告、相談を行うこと。

- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議して決定するものとする。

9 参考（想定スケジュール）

契約に向けた協議	～5月末
契約締結	6月初旬
設計、工事施行（5か月程度）	契約後～10月末
出店者募集（約3か月）	6月中旬～9月末
出店者選考	10月初旬頃
出店者現地説明会	10月中旬頃
チャレンジショップのオープン	11月中

刈谷市産業振興センター（刈谷市相生町1丁目1-6） 本館2階

